

平成30年3月30日  
鉄道局総務課

## 産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」の認定について

国土交通省は、大阪市交通局（以下、「申請者」という。）から提出された産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」について、平成30年3月28日付けで認定を行いました。

### 1. 事業再編計画の認定

申請者から平成30年2月23日付けで提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第5項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、不動産所有権の取得等に係る登録免許税の軽減措置、現物出資の調査に関する特例（現物出資に係る検査役調査を不要とするもの）を受けることが可能となります。

### 2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成30年4月 ～ 終了時期 平成33年3月

### 3. 申請者の概要

名 称：大阪市交通局  
代 表 者：塩谷 智弘  
所 在 地：大阪府大阪市西区九条南1-12-62

#### 【問い合わせ先】

鉄道局総務課 高橋、石山  
代表：03-5253-8111（内線：40612）  
直通：03-5253-8542、FAX：03-5253-1633